

揮発性有機化合物排出抑制設備に関する  
 税制優遇措置・特別融資制度について  
 - お知らせ -

平成 17 年 7 月  
 経 済 産 業 省

1.平成 17 年 6 月 1 日以降、規制の対象となる揮発性有機化合物排出施設から排出される揮発性有機化合物の排出抑制設備を取得した場合には、下記の税制優遇措置が受けられることになりました。

( 1 ) 税制優遇措置の内容

所得税・法人税	初年度の特別償却・・・	14%
固定資産税	課税標準・・・	1/6
事業所税	資産割の課税標準・・・	1/4

既存の処理装置に代えて設置するもので効果が著しく高いものについては、固定資産税の課税標準は 1 / 2

( 2 ) 税制優遇措置の対象

平成 17 年 6 月 1 日以降に取得した、大気汚染防止法第 2 条第 5 項に規定する揮発性有機化合物排出施設からの揮発性有機化合物の排出を抑制するための以下の設備及びその附属設備を対象とします。

直接燃焼装置、触媒燃焼装置、蓄熱燃焼装置、吸着処理装置、冷却凝縮装置、吸収分離装置、密閉装置

ただし、税の種別によって、対象とならないもの、上記の装置の仕様等に制限があるもの又は上記の装置以外に対象となるものがあります。税制優遇措置の詳しい内容については、下記の文書を確認し、又は税務当局に照会してください。

租税特別措置法第 11 条第 1 項の表の第 1 号及び第 3 号並びに第 43 条第 1 項の表の第 1 号、第 3 号及び第 4 号の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産及び期間を指定する件の一部を改正する件（平成 17 年 5 月 31 日財務省告示第 218 号）

地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 17 年 3 月 31 日総務省令第 50 号）

2.平成17年6月1日より、下記の政策金融機関が行う特別融資の対象に、揮発性有機化合物排出抑制設備が追加されました。

(1)特別融資の内容

中小企業金融公庫	特別利率
国民生活金融公庫	特別利率

(2)特別融資の対象

揮発性有機化合物を排出する者が排出抑制のために取得する以下の設備(規制の対象となる揮発性有機化合物排出施設に設置される設備以外のものも含まれます。)

吸着装置、分解装置、分離装置、密閉施設、被覆施設(浮き屋根)、蒸気返還装置(ペーパーリターン装置)

(注)日本政策投資銀行においても、既存メニューにおいて、揮発性有機化合物排出抑制設備(法規制値の90%以下の処理に限定)への特別融資が可能

(政策金利 (中小企業等は政策金利))